

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書



()

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種	類	1							
資	構	造	2						
産	細	目	3						
区	取 得 年 月 日	4	.	.	.	.	.	.	.
分	事業の用に供した年月	5							
	耐 用 年 数	6		年		年		年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
積立金計上額	圧縮記帳による積立金計上額	8							
差引取得価額	(7)－(8)	9							
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額		10							
期末現在の積立金の額		11							
積立金の期中取崩額		12							
差引帳簿記載金額	(10)－(11)－(12)	13	外△		外△		外△		外△
損金に計上した当期償却額		14							
前期から繰り越した償却超過額		15	外		外		外		外
合 計	(13)＋(14)＋(15)	16							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		17							
償却額計算の基礎となる金額	(16)－(17)	18							
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	19							
	旧定率法の償却率	20							
	算出償却額 (18)×(20)	21		円		円		円	
	増加償却額 (21)×増進率	22	()	()	()	()	()	()	()
	計 (21)＋(22)又は(18)－(19)	23							
	算出償却額 (19)－(1円)× $\frac{5}{60}$	24							
	定率法の償却率	25							
	調整前償却額 (18)×(25)	26		円		円		円	
	保証率	27							
	償却保証額 (9)×(27)	28		円		円		円	
	改定取得価額	29							
	改定償却率	30							
	改定 (29)又は(31)	31							
	増加償却額 (30)又は(31)	32							
	計 (29)又は(31)＋(32)	33							
当期分の普通償却限度額等	(23)、(24)又は(33)	34							
特別償却限度額	特別償却限度額	35	条	項	条	項	条	項	条
特別償却限度額	特別償却限度額	36	外	円	外	円	外	円	外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		37							
合 計	(34)＋(36)＋(37)	38							
当 期 償 却 額		39							
償 却 不 足 額	(38)－(39)	40							
償 却 超 過 額	(39)－(38)	41							
前期からの繰越		42							
当期償却不足による繰越		43							
損立金取崩しによるもの		44							
合計翌期への繰越額	(41)＋(42)－(43)	45							
翌年に繰り越すべき特別償却不足額	((40)－(43))と((36)＋(37))のうち少ない金額	46							
当期において切り捨てた特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		47							
差引翌期への繰越額	(46)－(47)	48							
翌期額への繰越額	平 . . . 平 . . .	49							
当期分不足額		50							
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	((40)－(43))と(36)のうち少ない金額	51							
備考									

- 79 -

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P 89～94参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	10383 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第68条の10第1項及び第6項 (同条第1項第1号イ)	10414 ※2	
	第68条の10第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	10549 ※3	
	第68条の10第1項第1号ハ	10386	
	平成26年旧措置法第68条の10第1項及び第6項 (同条第1項第1号ハ)	10420 ※4	
	第68条の10第1項第1号ニ	10280	
	第68条の10第1項第2号	10286	

※1 区分番号「10383」は、平成27年4月1日以後にエネルギー環境負荷低減推進設備等(太陽光発電設備)の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10549」は、平成27年4月1日以後に特定エネルギー環境負荷低減推進設備等(風力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

※3 区分番号「10414」は、平成27年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減推進設備等(太陽光・風力発電設備)の取得等をした場合は、該当します。

※4 区分番号「10420」は、平成26年4月1日前に特定エネルギー環境負荷低減設備等(熱電併給型動力発電設備)の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	10030	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	
	第68条の11第2項	10470	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第1号イ)	10481	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第1号ロ)	10484	
	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第2号)	10487	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第68条の15の2第1項	10551 ※	

※ 区分番号「10551」は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成27年8月10日)以後に地方活力向上地域において特定建物等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	平成27年旧措置法第68条の15の3第1項	10424	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の6第1項	10492 ※	
	第68条の15の6第1項及び第2項	10495 ※	

※ 区分番号「10495」は、平成28年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合が該当し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、区分番号「10492」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
船舶の特別償却	第68条の16第1項第2号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第1項	10501	
	第68条の17第2項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第1項	10303	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第68条の25第1項	10376	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成27年旧措置法第68条の25第2項	10309	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第68条の26第1項	10434	
	第68条の26第2項	10507	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第1号)	10119	
	平成27年旧措置法第68条の27第1項 (平成27年旧措置法第45条第1項第1号ロ)	10321 ※	

※ 区分番号「10321」は、平成27年4月1日前に取得等をした工業用機械等について、振興山村地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第2号)	10510	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第3号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第4号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第5号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第2項第1号	10437 ※1	
	第68条の27第2項第1号	10556 ※1	
	第68条の27第2項第2号	10543 ※2	
	平成26年旧措置法第68条の27第2項第2号	10440 ※2	
	第68条の27第2項第3号	10519 ※2	
	第68条の27第2項第4号	10558	

※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10556」が該当します。

※2 区分番号「10440」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10519」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成27年旧措置法第68条の29第1項第2号	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却	平成27年旧措置法第68条の32第1項	10170	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	平成27年旧措置法第68条の33第1項	10333 ※	
	「第68条の33第1項第1号イ」又は「第68条の33第1項第2号イ」	10560 ※	
	「第68条の33第1項第1号ロ」又は「第68条の33第1項第2号ロ」	10562 ※	

※ 区分番号「10560」又は「10562」は、平成27年4月1日以後に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に開始する連結事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について平成27年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、平成27年4月1日前に次世代育成支援対策推進法の基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した連結事業年度終了の日において有する特定建物等について平成27年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には、区分番号「10333」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	「平成27年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の35第1項」 (「平成27年旧措置法第68条の35第3項第1号」又は「平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号」)	10443 ※1	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	第68条の35第1項 (同条第3項第1号イ)	10449 ※2	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第68条の35第1項」、「平成27年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成25年旧措置法第68条の35第1項」 (「第68条の35第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第68条の35第3項第2号」)	10452 ※2	
	第68条の35第1項 (同条第3項第2号)	10522	
	「第68条の35第1項」又は「平成27年旧措置法第68条の35第1項」 (「第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	10461	

※1 区分番号「10443」は、平成27年4月1日前に取得等をした都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「10449」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、区分番号「10452」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	第68条の36第1項	10342	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」	10186	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額